

各位

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）

MS 審査員の資格格上申請に必要な審査実績の対象期間の緩和措置について

新型コロナウイルスの感染拡大による認証審査や内部監査活動への影響が長期化しております。当センターにご登録のMS 審査員の皆様が資格格上をされる際には、一定のOJT 審査/監査経験を積んでいただく必要がありますが、審査/監査活動への影響が長引く中、何度も機会を設けることのできないOJT 審査/監査を限られた期間内に所定の回数実施いただくことは困難な状況にあると認識しております。

このような状況を踏まえ、当面の間、以下のとおり、資格格上申請に必要な審査実績の対象期間を6ヶ月延長する緩和措置を適用いたします。（審査回数等、その他の資格格上の要件に関する緩和措置はありません。）

記

◇緩和措置

QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS 審査員の資格格上に必要な審査実績の対象期間を以下のとおり緩和する。

必要な審査実績	MS	現行ルール（※1）	緩和措置（2021年6月1日以降の申請から当面の間、適用）
審査員補から審査員への格上 （チームメンバー審査実績）	QMS EMS OHSMS	当センター承認の当該MS 審査員 フォーマル研修コース又は資格拡大 コース修了後、審査員への格上げ申 請前3年以内	当センター承認の当該MS 審査員フ ォーマル研修コース又は資格拡大コ ース修了後、審査員への格上げ申請 前 3年6ヶ月以内（※2）
	FSMS	審査員への格上げ申請前3年以内	審査員への格上げ申請前 3年6ヶ月 以内
	ISMS	当センター承認のISMS 審査員フ ォーマル研修コース又は資格拡大コ ース修了後、審査員への格上げ申 請前5年以内	当センター承認のISMS 審査員フ ォーマル研修コース又は資格拡大コ ース修了後、審査員への格上げ申請前 5年6ヶ月以内（※2、3、4）
審査員から主任審査員 への格上 （チームリーダー審査 実績）	QMS EMS ISMS OHSMS	必要なメンバー審査実績後、主任 審査員への格上げ申請前2年以内	必要なメンバー審査実績後、主任審 査員への格上げ申請前 2年6ヶ月以 内
	FSMS	主任審査員への格上げ申請前2年 以内	主任審査員への格上げ申請前 2年6 ヶ月以内

※1 詳細は、各MS 審査員資格基準（当センターのホームページに掲載）の6項又は7項をご確認ください。

※2 現行ルールの「必要な審査実績の緩和」で規定している年数に対しても今回の緩和措置を適用し、各年数を6ヶ月延長いたします。（「必要な審査実績の緩和」の詳細は、QMS、EMS、ISMS 審査員資格基準の6.3項、ISMS 審査員資格基準の6.1.3項に規定しています。）

※3 IAF から発行された「ISO/IEC 27006:2015 AMD 1:2020 Transitional Arrangement」を考慮し、緩和措置の適用は2022年3月31日までとなります。

※4 新 MS 審査員資格基準の施行（2021 年 4 月 1 日）に伴って発行したマネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置（JRCA AJ9000）に基づき、ISMS 審査員への格上は、旧 ISMS 審査員資格基準（JRCA AI130）での申請も可能ですが、経過措置の適用は 2022 年 3 月 31 日までとなります。

以上